

9 高病原性鳥インフルエンザ発生農場における防疫措置完了後の取組

東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所

○菅原 健 佐藤 尚人
 奈良 史子 齋藤 豪
 渡邊 弘恭 加藤 直子
 中村 成宗 古谷 眞

1 はじめに

平成 28 年 11 月 28 日及び 12 月 2 日に青森県で初めて高病原性鳥インフルエンザが連続して発生¹⁾した。

両農場ともフランス鴨を飼育している同系列農場で、殺処分などの防疫を行い、堆肥の封じ込め措置を終了した 12 月 5 日をもって農場の防疫措置を完了した。

当所は、経営再開のため封じ込め堆肥の対策や家きん舎等の確認、農場衛生指導を実施したので、その概要を報告する。

2 経営再開までの取組

経営再開までの取組を図 1 に示した。発生農場の堆肥は大量であったことから国との協議により、埋却せず封じ込めを実施した。

時期	内容
H28. 12	堆肥の封じ込め措置
H28. 12~H29. 2	堆肥の温度測定とウイルス検査
H29. 2~3	家きん舎のウイルス検査
H29. 3~6	再発防止対策の実施と確認
H29. 7~8	モニター家きんの導入とウイルス検査

図 1 経営再開までの取組

封じ込め措置については、表面をブルーシートで被覆して飛散を防止した上で、2 か月間

静置することとした。

封じ込め措置の解除は、静置期間中の堆肥温度が 4 度以上を維持しウイルス分離検査が陰性であることを条件とした。

堆肥の措置解除後に家きん舎のウイルス検査を実施した。さらに、農場が実施した再発防止対策を当所が確認した後、モニター家きんを導入してウイルス検査を実施した。

(1) 堆肥の温度測定

堆肥の温度測定については、図 2 に示すとおり測定地点を 2 農場に各 4 地点選定し、実施した。

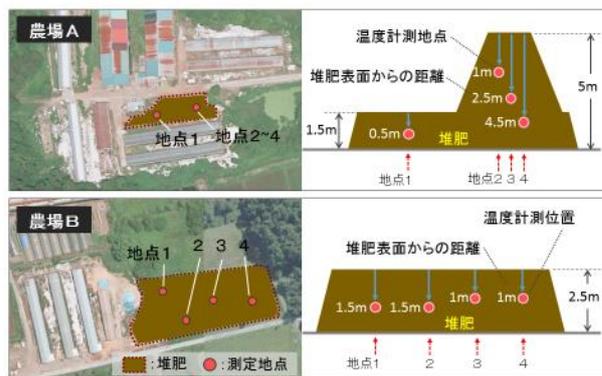


図 2 堆肥の温度測定場所

堆肥の温度測定結果を表 1 に示した。堆肥の温度は、農場 A では約 11℃から 65℃、農場 B では約 22℃から 41℃の範囲であった。

表1 堆肥の温度測定結果

農場	測定地点	堆肥表面距離 (m)	温度 (°C)		
			H29/1/24	1/30	2/6
A	1	0.5	12.0	11.5	11.2
	2	1.0	60.0	64.2	62.9
	3	2.5	60.0	61.2	61.1
	4	4.5	65.5	62.8	61.5
B	1	1.5	33.2	32.5	31.8
	2	1.5	36.9	36.7	39.1
	3	1.0	23.1	23.1	22.4
	4	1.0	41.8	41.3	40.3

(2) 堆肥のウイルス検査

堆肥のウイルス検査については、図3のとおり採取地点を2農場の堆肥に各5地点選定し、発育鶏卵接種法によるウイルス分離検査を行った。なお、材料採取及び検査は2回実施した。

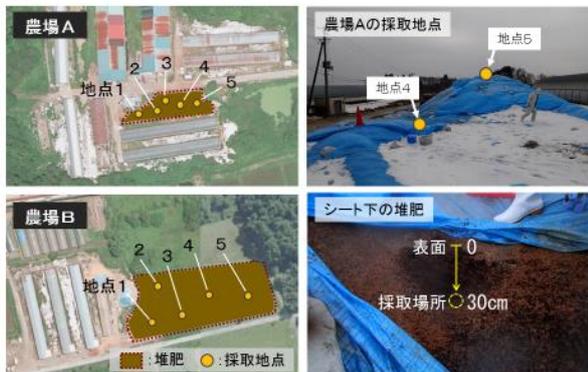


図3 堆肥の採取場所

検査の結果、両農場の2回の検査ともに全ての材料でウイルス分離陰性であった。

この結果をもって、堆肥の封じ込め措置を解除した。

(3) 家きん舎のウイルス検査

堆肥の封じ込め措置を解除したことを受け、家きん舎のウイルス検査を行った。この検査は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病

防疫指針」に基づく、経営再開のために必要とされる検査である。

検査対象及び検体数は図4に示すとおりである。壁、天井、換気扇はガーゼを先端に取り付けた器具で拭き取り採取し、床と給水樋については、ガーゼをけん引して採取した。

検査の結果、全ての材料についてウイルス分離は陰性であった。

(単位: 検体)

農場	家きん舎数	床	壁	天井	給水樋	換気扇	結果
A	9棟	37	96	37	37	22	陰性
B	3棟	9	24	9	9	6	陰性

図4 家きん舎検査の検体数

(4) 再発防止対策の実施と確認

堆肥の封じ込め措置が終了し、家きん舎のウイルス分離検査が陰性であったことから、家きん舎の補修、野鳥進入対策及び衛生管理対策などの再発防止対策を指導した。

家きん舎の補修については、図5に示すとおり実施し、当所が補修状況を確認した。特に、基礎に生じていた穴や壁の隙間を充填剤で補修するとともに、二重の防鳥ネット設置や排水口に金網設置するなど動物の侵入防止対策を徹底した。



図5 家きん舎の補修

野鳥対策については、図6に示すとおり農場付近の池へロープを設置し、野鳥を忌避す

る用具を設置した。さらに、家きん舎付近の野鳥の生息場所となる樹木を伐採した。



図 6 野鳥対策

農場の衛生管理対策では、図 7 に示すとおり、農場入り口には新たな消毒機器、家きん舎内には専用長靴を設置した。また、これまで、不明瞭であった農場の衛生管理区域の境界を明示し、看板を設置した。



図 7 衛生管理対策

(5) モニター家きんの導入とウイルス検査

家きん舎の補修などの完了後、経営再開の要件とされるモニター家きんの導入と検査を行った。

導入羽数は、家きん舎 1 棟あたり 30 羽または 60 羽とし、導入から 14 日後に採材した気管及びクロアカスワブと血清を材料に、ウイルス分離検査と抗体検査を実施した。

採取検体数及び採材の方法については図 8 のとおりである。

(単位：検体)

農場	家きん舎数	気管スワブ	クロアカスワブ	血清	結果
A	9棟	330	330	330	陰性
B	3棟	90	90	90	陰性



図 8 モニター家きん検査の検体数と採取方法

検査結果は、臨床検査、ウイルス分離検査、抗体検査ともに全羽陰性であった。

以上の取組の結果、発生 2 農場は平成 29 年 7 月と 8 月に経営を再開した。

3 経営再開後の取組

経営再開後は、農場の従業員への対応として、当所が講習会を開催するとともに広報誌等を発行して衛生管理技術に係る知識の向上を図った。

(1) 講習会の開催

講習会については、本病発生防止を目的として、発生農場とその系列農場の従業員を対象に行った。

内容を高病原性鳥インフルエンザ及び飼養衛生管理基準に関するものとし、図 9 に示したとおり資料を配布して農場従業員に直接、講習を行った。

講習会終了後には、講習内容の理解度と防疫意識を調査するためアンケートを実施した。



図9 講習会

アンケートの結果を図10に示した。農場従業員の衛生対策に対する知識と意欲の高まりが確認できた。

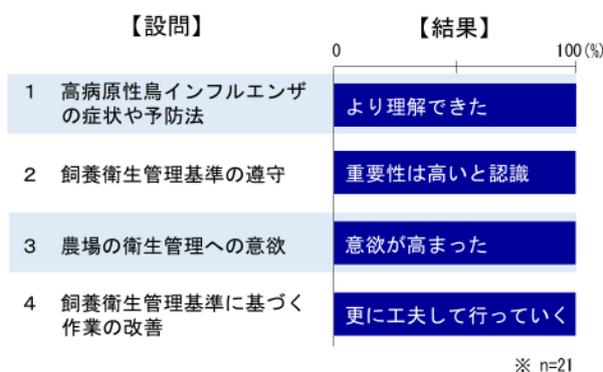


図10 アンケート調査結果

(2) 広報誌等の発行

広報誌や通知を発行し、防疫に関する情報提供に努めた。

広報誌等には高病原性鳥インフルエンザと飼養衛生管理基準に関する情報を記載し、防疫対策の強化と防疫意識の再啓発を図った。

発生農場とその系列農場を含む管内全ての家きん飼育農場及び関係団体を対象に6回185部を発行した。

4 まとめ

本病発生農場における防疫措置完了後、堆肥や家きん舎、モニター家きんのウイルス検査を行い、陰性を確認後、発生農場は経営を再開した。

経営再開に至るまで農場が行っていた家きん舎の補修などに対し、当所は助言や確認を

行い、併せて講習会などによって従業員の知識と意識の向上を図った。

これらの取り組みによって、農場の衛生対策のハードとソフトの両面の改善が認められたことから、農場では高病原性鳥インフルエンザの再発防止対策の水準が向上したものと考えられた。

今後も家畜保健衛生所による本病防止対策の取組を継続して進めていく所存である。

参考文献

1) 齋藤豪ら：あひる（フランス鴨）飼養農場で2例発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫対応、平成28年度青森県家畜保健衛生業績発表会集録、24-29(2016)